



埼玉県報

第50号
令和元年(2019年)
10月25日
金曜日

目次

告示

- 令和元年台風第19号災害に係る災害救助法の適用に関する告示（消防防災課）
- 非常時映像伝送システムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- レーダー式速度測定装置（定置式）等2品目の購入に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道皆野荒川線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道針ヶ谷岡線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道北根菖蒲線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県立病院の灯油（12・1月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）

正誤

- 埼玉県条例第12号中訂正（運転免許課）

告 示

埼玉県告示第五百八十三号

令和元年台風第十九号による災害に関し、令和元年十月十二日から春日部市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、八潮市及びふじみ野市の区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

令和元年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
非常時映像伝送システムの賃貸借 2セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
48,147,330円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年6月28日

告 示

埼玉県告示第五百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

(1) レーダー式速度測定装置（定置式） 3セット

(2) 光電式速度測定装置（定置式） 10セット

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年8月9日

4 落札者の氏名及び住所

日本無線株式会社 東京都三鷹市牟礼6丁目21番11号

5 落札金額

47,568,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年6月28日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 皆野荒川線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>○番一地先まで</p>	<p>秩父郡小鹿野町長留字中原四三八番一 地先から同郡小鹿野町長留字中原五一</p>	<p>区 間</p>
		<p>一一・三〇〇～四三・四〇</p>
<p>二八〇・〇〇</p>	<p>二八〇・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

一 道路の種類 県道

二 路線名 針ヶ谷岡線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>深谷市山河字宅地町六三六番一地先 から同市山河字光寂庵二二八〇番地 先まで</p>		区 間
一 二 ・ 一 二 〃 一 三 ・ 〇 二	七 ・ 六 〇 〃 九 ・ 二 〇	敷地の幅員 (メートル)
七 四 〇 ・ 〇 〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>北根菖蒲線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市菖蒲町菖蒲字西堀一〇七九番一 ○地先から同市菖蒲町菖蒲字西堀九三 二番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年一月二十九日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第四号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長 二一〇・四〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年十月二十五日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（12・1月分）

JIS 1号 121,800リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

令和元年12月1日から令和2年1月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 126,200リットル

令和元年12月

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から令和元年11月22日午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年11月21日午後5時まで

上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 令和元年11月22日午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を令和元年11月7日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 121,800ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. November 22, 2019 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. November 21, 2019)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

正 誤

埼玉県条例第十二号（令和元年十月十五日第四十七号）中訂正

一 ページ前から九行目から二ページ前から十三行目まで

誤

別表第七号の表第四号イ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ロ(2)及びハ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ニ(1)を次のように改める。

- (1) 同法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ホ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第五号イを次のように改める。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証

- (1) (2)に掲げるもの以外のもの
二千五十円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免

許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、二千五十円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額)

(2) 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者であつて、同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに係るもの

千七百円(同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、千七百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額)

正

別表第七号の表第四号イ(2)を次のように改める。

(2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円(道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)

別表第七号の表第四号ロ(2)及びハ(2)を次のように改める。

(2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円(同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)

別表第七号の表第四号ニ(1)を次のように改める。

(1) 同法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合

千九百円(同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)

別表第七号の表第四号ホ(2)を次のように改める。

(2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円(同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由

のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円)

別表第七号の表第五号イを次のように改める。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証

(1) (2)に掲げるもの以外のもの

二千五十円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、二千五十円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額）

(2) 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに係るもの

千七百円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、千七百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額）